

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和7年9月19日（金）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）稲 田 清 （副委員長）矢田貝 香 織
岡 田 啓 介 土 光 均 中 田 利 幸 西 野 太 一
又 野 史 朗 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】藤岡部長 松本防災安全監

〔防災安全課〕山花課長 高田危機管理室長 村上危機管理室係長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 田渕議事調査担当係長

傍 聴 者

安達議員 奥岩議員 門脇議員 津田議員 徳田議員 戸田議員 錦織議員
松田議員

報道関係者1人 一般4人

案件

- ・島根原子力発電所2号機 新燃料の輸送計画について（報告）
- ・原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく財政支援の拡大について（報告）
- ・中国電力株式会社への申入れについて（報告）
- ・原子力災害対策指針の改正について（報告）

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまから原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、当局より4件の報告を受けます。

初めに、島根原子力発電所2号機新燃料の輸送計画について、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 まず、島根原子力発電所2号機の新燃料の輸送計画、こちらについての報告をさせていただきます。令和7年8月の29日に、中国電力株式会社様のほうから、安全協定、そちらのほうに基づきまして、島根原子力発電所2号機の新燃料輸送計画、こちらについての連絡がございました。

詳細なんですかけれども、今ちょっと通知でお送りするんですが、こちらの別添資料のほ

うを御確認いただければなと思います。具体的な時期でございますが、2025年ですが、令和7年度、第3四半期ということになっております。輸送責任者としましては、原子燃料工業株式会社様と株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン様という話となっております。搬出施設名に関しても、それぞれの原子燃料工業様、グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン様という話になっております。輸送回数に関しては1回、輸送数量に関しては、燃料108体です。このうち、ウランの重量としては約18トンと伺っております。輸送方法に関しては、トラックにより陸上輸送するということでございます。輸送物でございますが、専用の輸送用の容器、こちらのほうを使用されるということでございまして、この容器の中に、先ほどお話ししましたけれども、新燃料自体が2体ずつその容器の中に入っていると。まずは、原子燃料工業株式会社様のほうが、こちらが、その容器が27個。中に2体入っておりますので、54体分。そして、同じく株式会社グローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン様のほうも27個の容器、その中に2体ずつ入っておりますので、54体。合わせて108体、こちらの燃料のほうが輸送されるというふうな計画になるという形でございます。

ちょっとまたページのほうをめくっていただきますと、今、説明いたしました専用の輸送容器、こちらの仕様になります。別図の2分の1のところは、こちらのほうが原子燃料工業様の容器のもの、別図の2の2、こちらのほうがグローバル・ニュークリア・フェュエル・ジャパン様のものというふうになっておるということでございます。

すみません、ページのほうを再度ちょっと冒頭のほうに一度戻っていただきまして、今後の流れでございます。今回、安全協定に基づきまして、輸送前に輸送日時、経路等について中国電力から本市に対して連絡があるということでございますが、核物質防護の観点から、そちらの日時等に関しての公表は行いません。

次、裏面です。3、今後の市の対応でございますが、新燃料輸送に当たって、安全協定に基づきまして、鳥取県のほうが立入調査を実施する予定でございます。本市のほうは安全協定の中で、県のほうに同行して状況を確認するということは可能となっておりますので、同行させていただいて、状況を確認するということを予定しております。

対応結果については、核物質防護上の観点から後日の公表とさせていただくというふうに考えております。

説明としては以上になります。

**○稻田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求める。ございますか。

土光委員。

**○土光委員** 別添資料のところに関して、7番で輸送方法、トラックにより陸上輸送するという、そういう記述がありますが、これ、例えば何台で輸送するというのは事前に通知というか、お知らせはあるんですか。

**○稻田委員長** 山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** 伺っておりません、現状としては。

**○稻田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 伺ってない、今の段階では、それは。これは、台数は基本的に中国電力からは輸送、基本的に台数の報告はないということですか。要は米子市、逆に言うと、米子市

は何台で輸送するかというのは把握は特にしていない状態で輸送されると、そういう状況なんでしょうか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 先ほど御説明いたしましたけれども、少なくとも本市のほうに輸送日時、経路等についての連絡いただけるというふうに伺っております。この中で、ちょっとまだ確認は取れてないんですけども、台数が何台というところまで一応連絡、申し訳ありません、ちょっとこちら、明確に申し上げられないんですけども、これに関してちょっと、やはりそれに関してはちょっと、今の段階でも何とも言えないという状況かな。お答えができない、把握できていないということになるかと思います。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 内容としましては、今、担当課長が申し上げましたとおりでございますけれども、現時点ではまだ詳細は伺っておりません。直前に私どもに連絡、日時等、経路等も含めて連絡が入ります。その中で台数までが入ってるかどうかというのは、現時点では分かりません。実際、最終的に私ども検査を行いますので、検査をした段階で、詳細については後日、報告をさせていただく予定としております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、台数に関しては、実際、立入検査というか、測定とかやるので、そこで実際何台かは、多分見るから分かる。だから、事後的に台数が何台だったかというのが分かるということなんでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 事後には当然分かります。直前の報告の段階でどこまでの細かい情報をいただけるかということは分かりませんので、現時点で事前に私どもが台数を把握してかかるかどうかということは、この場ではお答えはできませんけれども、必要な情報というのは中国電力さんからいただけることになりますので、最終的には報告をさせていただくことになろうかと思います。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。台数、例えば日時とか、中国電力からお知らせを受けても公表できない事柄があるという。例えば台数に関しても、一応、市には通知があるけど公表ができないというものではなくて、もともと事前には台数は特に市には連絡がなくて、事後的に分かるものということでいいんでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 その段階で市で分かるかどうかということが、今現在は中国電力さんから伺っておりませんので、そこは不明でございますけれども、当然報告があれば分かりますし、仮に報告がないということでございましても、最終的に現場確認をするということでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。

あと、実際に運ばれると、これ、日時、ルートは公表はしないということですが、少なくとも、例えば実際に運ばれている最中、要はリアルタイムに、例えば今どこどこを通ってるとか、どこを通過したとか、そういういたリアルタイムで輸送状況というのは市には随

時連絡はあるんですか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 随時の連絡があるということは伺っておりません。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 補足でございますけれども、リアルタイムで、例えばカーナビゲーションのように今どこでどこでっていうことは当然分かりません。ですが、ポイントポイント、例えば我々も現場で新燃料が届くのを確認をしますので、それに分かるようなスケジュール感で、現在どこにおりますという連絡は入る予定にはなっております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 ちょっとリアルタイムの言い方が、何かカーナビみたいなイメージに取られたかもしれません、そういう意味ではなくて、実際検査するのは、到着してから測定したりとか、そういう立入検査をするわけですね。運送している途中、随行して検査とかそういうのない、そういうことだと思うんです。

実は、これ、先回、何年かな、2年か3年前にこの新燃料の輸送があったときに、これは委員会で報告があったやつですが、立入検査をしましたよということで報告があったときに、その中の文章でこういうふうな記述があるんですよ。県内輸送中等の安全確認ということで、中国電力株式会社から輸送体が県内に入る前の段階で連絡を受け、県内通過中及び発電所到達時に輸送状況の連絡を受け。だから、ポイントポイントでは輸送のときに連絡があるというふうにちょっと取れるような文面だったので、実際今回もそういうふうになっているのかどうかという確認をしたくて、質問します。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 先ほど私の説明がちょっとうまく伝わらなかつたかもしれません、当然ポイントポイントでは報告あります。これは、当然、現場で到着を待って新燃料の確認をいたしますので、当然そこに届く時間帯に我々職員も行かなければなりませんので、今、前回の報告ということでおっしゃられました、県内りますよとか、どこどこいますよっていうポイントでの報告はあります。これがどこでのポイントになるかっていうのはまだ伺っておりませんので詳細は分かりませんけれども、最初申し上げた當時どこにいるか分かるかっていうと、分かりません。プラス、ポイントポイントでの報告、連絡というのはございますので、それに基づいて現場立会いを行う準備をする予定にしております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 もう一つは、実際輸送して、何か事故等があったときの体制ということで、こういった状況、ルートとか日時とか、一般には公開されないということですが、こういった情報は消防には伝えているものなんでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 この情報がどこに伝わっているかというのは私どもには入ってきませんが、当然、例えば消防に限らず、警察でありますとか、必要な機関というところには情報が入っていると思いますし、米子市に入った情報は米子市が必要とする情報だけでございますので、それに基づいて当日は対応することになろうかと思います。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、多分消防、警察に情報が入っている、これは米子市から伝えるとい

うことではないわけですね。多分これは中国電力からそういう必要な部署には伝えるだろ  
うということですが、これは安全協定か何かに基づいて、そういうふうにすることになっ  
ているわけですか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 安全協定の中でということには決まっていないと思われます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、なぜ消防、警察にはそういう情報が中国電力は伝えているだろ  
うというふうに、市は判断できるんですか。

○稻田委員長 いいですか。一応思うということで表現はされておりますけれども、その  
質問をされますね。

松本防災安全監。

○松本防災安全監 当然、新燃料輸送に関しましては、何が大事かと申しますと、一番は  
安全対策ということが大事でございます。それに基づいて、米子市との安全協定には当然  
書いておりませんけれども、中国電力さんとしての当然、安全対策というのを行われます。  
実際、前回の輸送に関する事実としましては、そういう事実があったということで報告が  
されると思いますという答弁をさせていただきました。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、市としては確実にその辺のことはきっちり把握はしていないとい  
うことでいいでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 把握をしてないかと言われれば、把握をしておりません。当然、事前  
になりますので、核物質の安全保護というの当然ございます。その情報管理というのも  
中国電力としては必要でございますので、必要な情報を必要な部署に、必要な機関に報告  
をされているということで理解をしております。

○土光委員 分かりました。

○稻田委員長 ほかございますか。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないですね。

次に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく財政支援の拡大に  
ついて、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく財  
政支援の拡大についてということで、報告いたします。現在、この原子力発電施設等立地  
地域の振興に関する特別措置法、いわゆる原発特措法というものがあるんですけれども、  
こちらの財政支援の対象の拡大方針、こちらのほうが決定されたということでございます  
ので、報告するものでございます。

この原発特措法の概要、これは現行の概要になるんですけども、こちらのほうが、原  
発の周辺の地域の地域振興を図るということを目的としておりまして、原子力防災に関わ  
るインフラの整備、それに関する財政措置等を行うものになっております。

具体的な財政措置の内容といたしましては、要はいわゆるインフラ整備ですね。道路で

あるとか、消防用の施設であるとか、義務教育施設であるとか、そういう整備について、その中の措置として、整備に当たる費用、その中の国の負担金であるとか補助金の割合について、かさ上げを行うというものでございます。こちら、最大で100分の55までかさ上げされるというものでございまして、こちら、現米子市でいえば最大で100分の50までというのが、5%かさ上げされるというものでございます。また、整備に充当した地方債の元利償還、これに関する経費についても、地方交付税のほうで措置されると。こちらのほうが、最大で31.5%の措置が受けられるということでございます。今の説明いたしました2点を合わせまして、実質的な地方負担のほうが事業費全体の13.5%まで減少しますよというものになっておるということでございます。

もう1点、立地地、こちらはどちらかというと企業誘致、その促進のための措置ということになるかなと思われるんですが、立地地域内で行われる特定の事業、製造業であるとか、輸送業、そういう設備の新築であるとか増築した事業者に対しての不均一課税、要は軽減税率ですね、そういうものを行った場合に、減収額の一部を地方交付税のほうで補填するといった内容になっております。

また、現行といたしましては、この対象地区のほうがEZ、いわゆる原発から10キロ圏内、こちらのほうの自治体が対象になっておると。なので、今でいうと松江市が対応になってると、島根原発で考えるということになります。

適用までの手順でございますけれども、都道府県の申出に基づきまして、県が原子力立地会議の審議、こちらを得て、対象地域のほうを指定されると。指定された都道府県に関しては、各関係の市町村のほうからの意見等を聞いた上で、最終的には原子力の立地会議の審議を得て、措置が決定されるという形になります。

拡大対象の経緯、内容でございますけれども、こちらのほうが令和7年の8月の29日に、政府のほうが原子力関係の閣僚会議、こちらの中で、原発特措法の対象地域をおおむね30キロ圏内に拡大すると、こういったことの方針のほうを出されたということでございます。この方針に先立ちまして、令和7年の6月27日には、実際、原発の立地13道県と本県を含みます周辺の7府県のほうが、実際その原子力安全対策の措置に関する要望も行っておったという経緯はございます。

最後に、今後の対応でございますが、今回の方針決定によりまして、原発特措法の支援対象になる、それが米子市も見込まれるということでございますので、国のほうから詳細な内容、こちらのほうが示され次第、速やかに県や境港市と連携しながら、原発特措法の適用に向けた検討のほうを開始するといったことを予定しております。

説明としては以上になります。

**○稻田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

又野委員。

**○又野委員** この交付金ですけれども、これまで私どもとしては、原発の推進につながるんじゃないかということで反対をしているんですけども、一応ちょっと中身について確認をさせていただきます。

これまでの分は、たしか島根県に国のほうから渡って、そこから鳥取県のほうに配分というか、分配されていたと思うんですけども、それが、島根県からはこれが決まるところ

ないけれども、国から直接鳥取県にくるというような、同じような性質というか、ものだと考えていいんでしょうか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 議員おっしゃられるとおりに、これまでも交付金という形で、どちらかというとそれが島根県経由で回ってくるというような交付金の内容だったかなと思われます。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 今回御報告させていただきますのは、以前の交付金などなどとは全く別のものでございまして、確かに以前は島根県に入ってから分配されるというのもございました。今回は、直接国から地域を指定して、こういった優遇措置が受けられるという制度でございます。ですので、今後もし詳細が決まりましたら、鳥取県のエリアとして申請をすることになろうかと思いますけれども、これ、詳細決まっておりませんので、例えば島根県エリアで一体だよというふうに変われば、島根県エリアとして出す可能性もありますし、当然鳥取県として別途出す場合もあります。どちらにしましても、直接国からの交付金、交付金といいますか、交付税措置、交付金のかさ上げっていう措置になろうかと思います。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 国から直接になるっていうのは私も理解はしてるんですけども、これまでの例えば立地自治体に下りてきていた交付金は継続されるわけじゃないですか。このようにならってことなんですか、違うんですか。

○稻田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 議員がおっしゃってるのは、これまで、いわゆるその都度といいましょうか、いろんなポイントポイントで立地自治体に交付される交付金というのがあります。これはそのときだけ交付されるもんで、恒常に交付されるもんではないわけです、そのときだけ。それについて順次拡大が、これ図られて、一部については島根県経由で鳥取県も配分を受けることができるという取扱い、これが拡充されてきた。これは、そのとき、こういった要件に該当するそのときだけの交付金であります。

今回、お話ししている制度は、恒常に、ずっと、これまで立地自治体と呼ばれるところについては、10キロ圏内ですけど、こういった恒常的な財政措置というのが行われてきたわけでありますけど、このたびはそれを、いわゆる我々がずっとこれ、要望してきたことなんんですけども、立地自治体と同様に、30キロ圏内、UPZの範囲内にこれを拡大するという趣旨だというふうに我々は理解しております。これはずっとこれまで要望してきた内容でありますので、我々としては、やっとそこに一歩踏み出していただくことができたのかなと、このように考えております。恒常的な措置だというふうに御理解いただきたいと。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 そうすると、この分で新しく鳥取県のほうにも来るっていうことは分かったんですけども、じゃあ、これまで島根県から配分を受けていた分は、またそのポイントポイントで必要なことがあったときは、まだ受けれるっていうことなんですかね。

○稻田委員長 村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 現行、島根県側が認めていただいて鳥取県側にも頂いてる交付金ですが、島根県が認めた範囲内での鳥取県側への配分になりますので、現時点で頂けるか頂けないかについては、今の時点では御回答することができません。以上です。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 そうすると、そこら辺の差はまだ残る。島根県に対しては、ポイントポイントで何か必要なときには下りてくるけれども、そういうのは鳥取県には来なくて、この恒常的な分が新たに出てくるっていうことになるんですか、そこら辺を。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 考え方としましては、全く別物でございます。新しいのができたから以前のをなくすよというお話も伺っておりませんし、これまであった島根県経由で頂いてる交付金であるとか、直接中国電力さんから頂いてるというのもございます。そういうものが今回で変わるかというと、変わるというふうには聞いておりません。それはそれで、時間が決まってる、期間が決まってるものもございますし、そういうものはそれで引き続きやっていくと。それに加えまして、今回、今まで10キロしかなかったものが30キロに広げますよというものですので、全く別物と考えていただいたらよろしいかと思います。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 全く別物だというのは分かりました。

そうすると、まだポイントポイントで、先ほど副市長が言われた、島根県のほうに下りてきて配分があるっていうのは、そこら辺の差はまだあるという、ポイントポイントで直接鳥取が受けるっていうのも今後出てくるんですか。まだそこは、そこまではいってないっていうことによろしいんでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 差があるという意図がちょっと私のほう、よく理解ができないんですけども、基本的に、原発があります立地、松江市でございますけれども、それと周辺、これ、当然違います、物理的に違いますし。ただ、安全対策については差がないということで、今までいろいろ要望をしてきたとか、国に対して、中国電力に対してしてきました。それに対して、やはりお金的な面で対応をしていくということで、これまで交付金、今までもらってたものっていうのを例えば島根県から鳥取県に配付があって、そこでしていくと。それを差があるというふうに言われると差はあるんですけども、同じ安全対策をしていることなので、同等にやれるようにということで、資金のほうを受けているというところでございます。

それに加えて、今回は全く別の話でございますんで、今まで10キロ圏内だったのを30キロに広げて、これは国に対して、先ほど副市長申し上げましたけれども、ずっと要望しております。10キロだろうが30キロだろうが安全対策に変わりはないよということがある程度お認めいただけたんだろうということで、今後の詳細が出るのを期待しておるところでございますけれども。何度も申し上げますけれども、今回御報告したものと、以前、これまで、まだございますけれども、そういった交付金なりっていうのとは全く別物でございますんで、これがあるからこうなるとか、こっちがあるからやっぱりやめようとか、そういうことではございません。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 全く別物だというのは分かってる、理解はできたんですけども、これまでのもらってたものもやり方は変わらない、そっちのほうは変わらないってことで、直接鳥取県のほうにもらうんじやなくて、あくまでも、島根県が国からもらったものを分配されるっていう方式は、これまでの分については変わらないってことによろしいんですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 これまでの分については、これまでの決まりというか、スキームでやっていくことに変わりはございません。それに今回、新たに加わったというような認識をいただければよろしいかと思います。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 その点については分かりました。

ただ、今回新たに加わって、その分の差はなくなったとは思うんですけども、やはりこれまでの分についてはそのまま、まだ差があるのじやないかなというふうに、あくまでも島根県に下りてきたものを分配されるっていう形だと、主体は島根県にあるのかなと私が思ったので、そこら辺、そこについても直接鳥取県がもらえるようにするのが本当に差がないようになるんじやないかなとちょっと思ったので、そこら辺確認をさせていただきました。以上です。

○稻田委員長 ほかござりますか。

土光委員。

○土光委員 1番の現行についての説明があるんですが、現行がどうなのかというのをちょっと改めて確認したいので質問します。

まず、対象地域がE P Z、10キロ圏内の自治体、これ、具体的に松江市ですか、松江市だけ。つまり島根県は、この10キロ圏内の自治体、島根県も該当するんですか、それとも松江市だけなのか、ちょっとその辺のところがまずはっきりして。

○稻田委員長 いいですか。じゃ、答弁求めます。

村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 対象地区につきましては、説明の際に松江市というふうに説明をさせていただいたんですが、正確には、旧松江市と、あと鹿島町、島根町、この3地区が対象エリアとなっております。以上です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 つまり、この現行のいろんな、ある意味で財政措置が対象になるのは、旧松江市と鹿島町、島根町、そこに限定されてる。例えば旧松江市だとしても、全てが10キロ圏内に入るわけではないですね。でも、一応、旧松江市全体はこれに該当することになってる、そういう扱いなんですね。分かりました。

そうすると、この国からの交付金云々だけど、これは島根県が何か関与する、関与があるんですか。

○稻田委員長 村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 対象地区の申請については県が取りまとめて申請のほうを上げさせていただいているというふうに伺ってますので、そこに県の関与はあると

いうふうに認識をしております。以上です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、財政措置の対象になるのは、旧松江市、鹿島町、島根町だけだけど、そういう手続云々は、これは県が、島根県がやる、そういう制度になっているということですね。分かりました。

そうすると、例えば（1）番の財政措置の内容の、ここで1行目で、立地地域の住民生活の安全確保にと、この立地地域のというのは、今言った旧松江市、鹿島町、島根町のという、そういうふうに読み替えていいわけですね。分かりますか。その地域に関してのインフラに関しては財政措置がある。

○稻田委員長 ちょっと待ってください。

確認をしてる。

〔「ちょっと確認を」と村上防災安全課危機管理室係長〕

○稻田委員長 じゃあ、土光委員、ちょっとそこで止めといてください。

〔はい」と土光委員〕

○稻田委員長 土光委員がどこを言及されたか分かってられますか。

〔「大丈夫です」と村上防災安全課危機管理室係長〕

○稻田委員長 大丈夫ですね。そこは正確には分からぬのであれば。

村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 現時点で正確に、こちらの地域、すみません、立地地域というところがどこまでを示す内容になってるかが分からぬので、回答がちょっと今できかねる状況です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると、例えばイで書いてある、立地地域内で行われる、これは同じ立地地域だから、明確に今分からぬということでしたが、アでいう立地地域の住民、それからイでいう立地地域内、これは同じもんだと文章は読んでいいわけですよね。どこか特定するのかというのは、また後ほど正確に分かった段階でということで構いませんから。

アとイの違いなんですが、アに関しては一応インフラ整備ということだけど、安全確保に資するインフラ整備、これ、当然安全確保というのは島根原発事故に対する安全確保という意味の安全確保だと思いますが、つまり、インフラ整備、道路、港湾とか、これ、安全確保に資すると、一応そういう条件はついてるものと思っていいでしょうか。ついているように読めるんですが、それでいいですか、そういう理解で。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 安全確保に資するというふうに示される以上、そちら、そういう内容のインフラ整備というふうになると理解しております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると、例えばイに関しては安全確保に資するという文言がないですね。だから、イに関しては、対象地域内でこういった製造業云々があれば、特に制限なしに財政措置の対象になるという制度なんですか。

○稻田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 あらかじめ御理解いただきたいと思いますが、現在この措置を当米子市は

受けおりませんので、具体的な運用なり、規定の趣旨についてどこまで正確にお答えできるかっていうのは限界があるということは、ぜひ御理解いただきたいと思います。

その上で申し上げるならば、当然ここは企業誘致等が想定されたいわゆる製造業等の設備投資に対する不均一課税でありますので、一般的な製造業等の投資がいわゆる原子力防災、安全対策を目的に行われるということは普通はあんまり考えられませんので、恐らくそうであろうというふうにお答えできると思います。

ただ、繰り返しになりますが、現在、これ、米子市が受けてる制度ではありませんので、それから、あえて申し上げると、今度はどういう形でそれが拡大されてくるのかということも含めて、まだ詳細分かりませんので、そこについて細かいことをお答えできないということは、ぜひ御理解いただきたいと思います。以上であります。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。ただ、今回の報告は、10キロ圏内のそういった今行われてる措置、これが30キロ圏に広がりそうということで、現行のが米子市にも対象になるような方向だという、なので、現行が何かというのがちょっと分かる範囲で確認をしたかったということで質問をします。分かりました、細かいところ。

それから、これも、実を言うと、私は不均一課税の減収額の一部を地方税で補填とかって、実はよく分からんのですが、またそれは多分米子市にもそういったものが適用されて、はっきり決まる段階で改めてお聞きしたいと思います。ここでは省略します。

これはそういう方向だということだけど、例えば30キロ圏内にそれが広がったとすると、例えば今10キロ圏内は、実際、旧松江市、鹿島町、島根町ですよね。30キロ圏内にこの制度が、新聞なんかでも10キロが30キロ、割と大きく載ってるので、米子市は米子市全体が対象地域になるのか、やっぱり、多分境港市はすっぽり入るからもう全部だと思うけど、米子市はあくまでも30キロ圏内の地域が対象になるのか、その辺はどういうふうなんでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 どうなるのかということは現時点では分かりませんけれども、ちなみに、島根県の認定される場合は、当然10キロ圏内を超えてる旧松江市もございます。そのようなとき、どのように決めたかというと、流れとしましては、まず、地区の認定を国にもらいます。島根エリアなのか、島根エリアで鳥取県も一緒になるか今回分かりませんけれども、島根県として地区の認定を受けます。そのときに、経済的な一体性があるかどうかというのが判断基準になっていたようでございます。それが今回適用されるかどうかはまだ分かりませんので、米子市がどうなるかということは分かりませんけれども、そういうふうなんでしょうか。

○稻田委員長 今、過去の経緯の説明があったけれども、今回はどうなるかは分からぬ。したがって、仮定の質問になりますので、その辺は。

〔仮定じゃないです、いいです。〕と土光委員

○稻田委員長 仮定じゃない。

土光委員。

○土光委員 だから、そういう方向だということで、まだ正式に決まってないから、断定

的な答弁できないというのは分かります。別に仮定のことを見いとるわけじゃないです。だから、それは、また決まる段階というか、決まった段階で、その辺はちゃんと説明をしていただきたいと思います。

○稻田委員長 以上ですね。

○土光委員 はい。

○稻田委員長 ほかございますか。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、中国電力株式会社への申入れについて、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 そういたしますと、資料3のほうですね。中国電力株式会社への申入れについての報告でございます。

概要ですが、政府において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、いわゆる原発特措法なんですけれども、こちらの財政支援の対象の拡大方針、先ほどの資料2で説明させていただいた内容でございますが、そういったことの決定を踏まえまして、鳥取県、米子市、境港市の連名で、中国電力に対して、周辺地域に対しても立地地域と同等の財源負担をすること、その申入れ、こちらのほうを行いましたので、報告するものでございます。

まず、日時のほうですが、令和7年の9月の3日、水曜日、午前10時20分から35分の間、行われたものでございます。場所に関しては、中国電力株式会社の本社、広島のほうの本社、こちらのほうになります。出席者のほうは、鳥取県、境港市、本市を代表して平井知事が出席されまして、対応していただいているところでございます。中国電力側に関しては、中川代表取締役社長執行役員、北野代表取締役副社長執行役員、大瀬戸常務執行役員の3名で対応していただいたというものです。

申入れの内容の概要でございます。まず、原子力安全対策について、立地、周辺の差異はないと。やはりそういったこと自体も法的に求められていることで、立地地域のみならず、周辺地域に対しても同等の配慮を行う基本的な姿勢を明らかにしてもらいたいというところがまず1点。

2点目として、国の方針変更の重要性を十分に踏まえていただいて、周辺地域と立地地域の財源負担、こちらのほうを行うということを、同等な負担を行うということを速やかに明らかにし、周辺地域の要請に真摯に向き合い、実現に向かって適切に図るということが2点目でございます。

3点目の要望としましては、山口県上関町における中間貯蔵施設計画、こちらの中で、島根原子力発電所に関わる使用済みの核燃料等がこの施設の中にも関わってくるものなののかと、もしも関わってくるならば、周辺地域に対しても丁寧に説明する、なつかつ、速やかに情報共有を行うことということを行っておるところでございます。

ちょっと次ページ以降に具体的な通知自体の、これは写しになるんですけども、こちらにあるとおり、3者による鳥取県、米子市、境港市に対する財源措置の適正化等についての通知ということで、こちらが実際に中国電力に対して通知を行ったものの写しになりますので、一応御確認のほうをいただければなというふうに思います。

説明としては以上になります。

○稻田委員長 説明が終わりました。

今、「かみせき」町と言わされたかもしれません、正しくは多分「かみのせき」町と思いますので、訂正ということで対処したいと思います。

よろしいですか。

○山花防災安全課長 はい。

○稻田委員長 では、説明は以上で終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

又野委員。

○又野委員 申入れの中身についてで、1、2、3とあって、1のところですけれども、住民の安心・安全の確保に向けた原子力安全対策については、立地、周辺の差異はなく、法的に求められていることを改めて認識しとあって、立地地域のみならず、周辺地域に対しても同等の配慮を行う基本的な姿勢を明らかにするってあるんですけども、この同等な配慮を行う基本的な姿勢、2のところには財政的なことが書いてあるんで、それ以外のことだと思うんですけども、具体的にはどのようなことを想定しておられるのか聞かせてください。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 基本的な姿勢、抽象的と言わいたらそうかもしれませんけれども、これはやはり中国電力さんが原子力発電を行う事業者として、まず、安全第一に責任を持ってやっていただくっていうことは大前提なんですけれども、それに伴いまして、やはり立地自治体だけではなく、周辺自治体も同じように安全対策というのをやっているかといけない、それをちゃんと中国電力さんとしても理解していただいて、それを示してほしい。これは具体的なものではございません。その具体的なものの一つが2番に上げてる金銭的な支援もそうですけれども、まず、安全対策に立地、周辺、差がないんだよということを十分理解をいただいて、その市名を示してくださいという意味で、1番は載せたものでございます。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 特に具体的にはないけれどもって、どういうふうに示されたら、それが米子市としては示されたなっていうふうに判断できるんでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 支援につきましては2番に書いてあるんですけども、全体としましては、それは私どもがこのようにしてくださいということではなく、やはり中国電力さんのほうで真摯に考えていただいて示されたものが、我々としてそうですねと言えるものなのかどうなのかは、それを見てからの対応になるかと思います。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 実際に示されてからっていうところなんですけれども、米子市からも、こういうふうにしたら差がないようになったなっていうところで、分かりやすいところで言えば、これまで安全協定の話、いろいろとこの場でもやり取りをしてきているんですけども、それが何年か前に改定されましたけれども、まだやはり私としては、立地自治体と文言が違う部分が残っていると、ここでもやり取りは少しさせていただきましたけれども。

そこを、はっきりと立地と周辺と差異がないっていうふうにまた改めてここで書いた以上、やはり安全協定も本当に差がないように文言も一致させたほうが、はっきりと中国電力さんの姿勢が明らかになるのかなと思うんですけども、そこを求めていくことは考えられないですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 例えで安全協定を出していただきましたけれども、安全協定につきましては、これまで長い経緯を、時間をかけて、立地と同等の扱いをいただくということで改定をしたところでございます。これにつきましては、同等という考えに基づいて改定をいただいたというふうに理解をしておりますので、現状は、これを改めてこの今回の要望にかまけて何かするというような考えはございません。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 これまでも米子市の判断としては同等だということで分かってはいるんですけども、ここで改めて国の方針が示された以上、そこもやっぱり考え直してもいいと私は思うんですけども、改めてこういうふうに申し入れするっていうことは、基本的なところが、国の方針が変わったっていうことも踏まえると、やはりもう一度考えるべきだと思いますけれども、そこら辺は、全くそこは関係ないと思われますか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 国の方針といいますか、考え方方が変わったというのは事実でございます。それに基づいて今回の要望をしたわけでございますけれども、安全協定につきましては、そもそも地域、立地と周辺、同じ安全対策必要だよという考えに基づいて改定をいただいたものでございますので、改めて今回するということは考えておりません。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 やはりタイミングとしては、ここでもそういうのを改めて考えてもいいのではないかなど私は思いますんで、そこら辺もうちょっと県とか境港市のほうとかと、どう考えるのかっていうのを協議していただきたいと私は思います。これは、じゃあ、要望しておきます。以上です。

○稻田委員長 よろしいですね。

ほかございますか。

中田委員。

○中田委員 ちょっと細かいことで申し訳ありません。報告書のほう、最初の報告のほうの最後の上関町のことの文章で、中間貯蔵施設計画などという表現がされてあって、など、要は島根原子力発電に係る使用済み云々っていう文章につながるんですけど、この実際の協定書の記の3のところには、計画についてということで、途中、これがという表現になってますね。つまり、協定書のほうは、この上関の計画について関連性を持たせた表現になってるんですけど、この最初の報告書のほうは、これは報告書なので、などということで、こここのところは、要するに基本的に島根原子力発電所の関わる使用済核燃料のことについては報告してくださいよという基本スタンスを持っていながらも、今回出した協定書については上関に限定したというふうに理解しといいいんでしょうか。細かい文章の表現の問題だとは思うんですけど、報告書の表現と実際の申入れ書の表現が、その辺が違うところがあるので、そこら辺はどうなんですか。

○**稻田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 御質問いただいた内容でございますけれども、今回申入れをした内容については、上関の中間貯蔵施設計画について限定したものでございます。

○**中田委員** 分かりました。

○**稻田委員長** ほかございますか。

岡田委員。

○**岡田委員** すみません、確認なんですけど、今回、政府の対応が変わったということで、それに基づいて、中国電力さんにも、特に財政負担の部分での申入れをされたということでおろしいんですよね。

○**稻田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** 議員がおっしゃられるとおりでございます。

○**岡田委員** 分かりました。

○**稻田委員長** いいですか。ほかございますか。

土光委員。

○**土光委員** 今回の申入れで、ちょっと又野委員の最初の問題意識と重なりますが、鳥取県として、米子市でも同じことだと思いますが、島根、立地と同等の財源措置、中電に対して財政措置というか、財源負担、文書でいけば、立地地域と同等の財源負担を行うことを要請したという申入れ書だと思います。

やはり、何をもって同等だというふうに考えているんですか。例えば、これは相手が中電なので、中電から立地、立地といつても島根県松江市だけど、中電から立地に渡ってる何らかの理由、何らかのことで渡ってるお金と、中電から鳥取県側に渡ってるお金、明らかに金額に差があると思います。だから、同等な財源措置、財源負担というのは、島根側と鳥取側の財源の負担、ほぼ同じ額にしてほしいという趣旨なんですか。何をもって同等だというのか、ちょっとこれだけでは読み取れないので、どういうふうな思いで申入れをしているんですか。

○**稻田委員長** 松本防災安全監。

○**松本防災安全監** 先ほど又野委員からも同様の質問あった思いますけれども、まず、今回の要望でございますが、国が10キロ圏内であった特措法の対象を広げたよと。これはなぜかというと、周辺地区も当然安全対策ということは同等に必要だよということを認めていただいたということで理解はしております。

今回、それに伴いまして、中国電力に対して行いましたのは、当然お金っていうのはかかります。なおかつ、安全対策というものはこれまでずっとしておりましたし、これからも必要になります。この費用という面については、立地と周辺市、鳥取県と島根県で差があるのは間違いございません。税制の面もそうですし、様々な補助金、交付金等もございます。そういうものを、不均等をなくしてほしいということは大前提で我々が考えることです。その上で、中国電力からの財政的な支援っていうものにつきましては、先般、昨年ですかね、島根県に対して補助、支援があるということで、報道等がなされました。それについて鳥取県側というものは大きなものがございません。その時点を捉えましても、同等ではないのではないかということもございます。そういうことを含めまして、島根県と鳥取県、同等な扱いをお願いしたいと。これが金額が同じかどうかとか、規模も

違います、人口も違いますので、何をもって同等とするかというのは、やはり提示をされた内容を見ながら、我々の安全対策のやり方を見ながら、それが妥当だよねっていうふうになるのかどうかは、やはりそれを見てからの判断になろうかと思いますけれども、基本的な考え方は以上申し上げたとおりでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、表面的に金額だけが同じだから同等とかいうのは一概には言えない、もちろん人口規模も違うし、いろんな状況違うので、それは分かれます。だから、今まで、例えばこの申入れを受けて中国電力が、じゃあ、こういうふうな財源負担しますという具体的な案を出したときに、それを鳥取県側が、米子市が妥当かどうか、そこで判断をする。それはそうでしょう。でも、その妥当かどうかを判断するのは、やっぱりそれなりに立地と周辺と差がないようにという、そういう思い、そういうある意味で基準があるからこそ妥当かどうか判断できるわけで。だから、同じ質問になりますが、どういう視点から見て同等だということを米子市は考えているのか、そこは私は分からなくて。

○稻田委員長 どう、答えられる。どういう。もう少しあみ碎いて質問いただかないと、ちょっと抽象的で、私聞いててちょっと分かりにくいので。

土光委員。

○土光委員 そうですね。

じゃあ、例えば現状として、今、中国電力から来ているお金、鳥取県側はそれこそ協定結んでて、人件費分という名目で、これ、毎年最大1.8億ですよね。ちょっと間違えとったら修正してくださいね。最大、だから、事実上1.8億毎年来てるんじゃないかなと思います。今それしかないような気がして、もしあれば、ちょっと現状を把握したいので、中国電力から米子市に来ている実際の財源、お金。

それから、例えば中国電力から。

○稻田委員長 そこで1回ちょっと止めませんか。

〔じゃあ、それ間違いないですか。中国電力から鳥取県側に来てるお金。〕と土光委員

○稻田委員長 でいいですか。

村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 中国電力が鳥取県側に交付していただいているお金ですが、米子市側に来ている2,000万円の人件費のみというところで承知しております。

〔「鳥取県側全体ということですか。〕と土光委員〕

○稻田委員長 手を挙げてね。

〔「全体ではちょっと。〕と村上防災安全課危機管理室係長〕

○稻田委員長 ちょっと待って、ストップ。手を挙げてから発言をしてください。

土光委員、まず、はい。

○土光委員 聞いてるのは、一応、立地、周辺というか、島根県側、鳥取県側という、そういう比較でいいと思います。だから、中国電力から鳥取県側に来ているお金は1.8億。

○稻田委員長 そこで止めてください。

そこ分かりますか。

村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 具体的な金額までは承知しておりませんが、鳥取県側

の人物費として中国電力からお金を頂いているっていうところで承知しています。以上です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 米子市は、中国電力から鳥取県側に財源負担をするという協定結んで、幾ら来ているのか把握していないんですか。

○稻田委員長 いや、それは2,000万円って答えられました。

村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 中国電力から鳥取県を通じて2,000万円の人物費の財源の支援をいただいてます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、中国電力から鳥取県側に、まあ、鳥取県でいいですよ、鳥取県に来てるお金。2,000万というのは。

○稻田委員長 いや、そこで1回止めませんか。たくさん話されるから、こちらも混乱しちゃう。鳥取県に幾ら入ってるかですね。

村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 1.8億円だったと記憶しておりますが、今、手元に資料がございませんので、正確な数字については、ちょっと答弁がなかなか難しいです。以上です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 それ以外ありますか、中国電力から鳥取県に来てるお金。

○稻田委員長 村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 来ていないものと承知しております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 そうすると、例えば中国電力から島根県全体に、松江市を含めて、来ているお金が、ちょっと最近の報道で私は混同してるんですが、何か人物費名目で5億円という数字が出てきたことが、最近です、何か5億円出すみたいな。それとは別個に島根半島のいろんな、道路がメインだと思いますが、そういった防災上の整備をするために、何か総費用が50億、そのうち半分は何か国から、違うな100億か、ちょっと分かってたら訂正してくださいね。それに関しては、これもこの申入れの文書にありますが、2番の中でこう書いてますよね、申入れ文書の2番の4行目ね、貴社は今年度から立地地域、これ島根県側ということね、新たに10億円程度の財源措置、ちょっと質問の順番で、この10億って1回限り、10億円ということ。私が新聞報道等で思っているのは、これ毎年10億で5年間で全部で50億、中国電力はこの工事関係、島根半島震災対策事業費50億を出すというふうな新聞報道だったと思うのですが、この10億円程度というのはどういう趣旨か、説明いいですか。

○稻田委員長 村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 すみません、手元に資料がございませんので、正確なところでお答えすることができませんが、人物費と島根半島の震災対策事業費として年間10億円、島根県側に交付されるということは伺っております。以上です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 年間ですよね。だから、これ5年間ぐらい続くものじゃないんですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 これは年間5億円で、5億円、5億円の計10億円、人件費5億円、工事費5億円というふうに伺っておりまして、年間10億円。これが、何年か期間は区切ってありましたけれども、年中を通じて支給されるということで伺っております。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 ここで、今、質問の趣旨は、中国電力が島根県側に渡しておるお金と鳥取県側に渡しておるお金がこんなに違いがあるんだというのを確認しようと思って言ってるだけで、とにかく鳥取県側は1.8億、毎年。島根県側は今言ったように、名目は震災対策事業費とか人件費で10億。ただ、これは1回限りではないはずです。だから、そんだけの金が少なくとも出でる。

それから、これ、申入れの文章にもあります、税金、中国電力は払ってますよね。具体的には、核燃料税、固定資産税、法人税等、それは鳥取県は手も足も出せない、大体自分とこにないから。でも、明らかにそれも差といえば差とも言えないことはない。こういう差があって、その現状を基に、同等にというのは何を要求してますか。だから、鳥取県として同等な財源措置というのは、少なくとも最低このくらいはみたいな、そういうものがあるから申入れをしてるんだと思いますが、それがよく分からぬから質問しています。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 これも具体的に幾らを出してくれればうちは満足だよとか、そういうものは当然ございません。実際に島根県も安全対策、当然立地ですので、我々がしてない苦労というのをたくさんしておられると思います。そういうのを含めて対策をしとられますけれども、これ、例えばこれが満額、全て1円も手出しなければいいよということであれば、それと同等で、うちも手出しなしにということになろうと思いますけれども、島根県知事もずっと言つとられますけれども、やはり、どんどんどんどん血税を使って対策をしてるんだと、そういう状況を踏まえますと、私どもも同じ状況で出す。ですので、満額頂ければそれは文句はないですけれども、実際問題はどこまでの額が入るのか、何に對して頂けるのか、どういう、中国電力が対策を考えながらそのお金を出して頂かないと、いうところも踏まえての判断になろうかと思いますので、具体的に幾らもらえばいいとか、何をしてもらえばいいということではございません。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 申入れの文章を引用すると、これは前書きのところで、こういうふうに書いているんですよね。財政需要を自らの税金で賄わざるを得ないということは不合理。だから、少なくともいろんな、島根原発があるために必要な対策、避難計画、いろんなこと、その財政負担、今は、例えば人件費は丸ごと自前で負担してる。それから、物に関しては国からかなり來てるのもある。でも米子市として、あるがために市が負担せざるを得ない、それは少なくともないように、今まででは最低中国電力に、国がすぐすると言わないので、中国電力に、そこは持ち出しがないような財政負担は最低してほしいというふうな趣旨だと取っていいですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 そういう趣旨かということですが、基本的には手出しまなく、当然原

子力発電所があるためのお金ということでございますので、そこに対する手出しがないという状況が理想でございます。当然今回、例えばこれの要望に応じてある程度の財政支援をいただけたとしましても、じゃあ、その後何もしないかというとそうではございませんで、やはり、そういう財政支援が必要な状況というのがあれば引き続きしていくようになりますし、この時点までいければ満足というのは基本的には考えてないです。満足するすれば、もう全て、全く市のほうの手出しあもなく、安全対策も国のほうがちゃんと面倒を見ていただく、中国電力も自分がすべきことをちゃんとしながら地域の安全を守っていくっていうケースになればそうですけれども、なかなか実際問題そこに向かう段階でございますので、要望というのは満足をするかって言われると、当然満足という点はない。その満足という表現が正しいとは思いませんけれども、やはり地域の安全に向けてずっとやつていかないといけないというのは思っておりますので、今回、幾らが出たから満足とか、どういう回答があったからこれでいいよっていうような考えは持っておりません。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 今のこの文章で引用したとこ、安全対策等が必要になってきて、周辺にもね、財政需要を自らの税金で賄わざるを得ない、これは不合理だ、私もそれはそう思います。これ、逆に言うと、安全対策に必要な費用、これは自らの税金で賄わざるを得ない、そういう状況が解消されれば、逆に言うとそれ以上はあえては求めない、それ以上というのは平たく言えば、一般的に原発があれば箱物がいろいろ建ててもらえるとか、そういうところまでは求めているということではないと思っていいですね。あくまでも、安全対策上必要な様々な対策に関しての様々な費用、これを自分たちも、米子市だったら米子市の税金を費やすようなそういう状況はおかしい、少なくともそれはなし、少なくともいうのは、それが解消されれば、もちろんこれ申入れには書いてない、それ以上はあえて求めるつもりはないというふうな理解でいいですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 そのように言われたらそうなんですけれども、基本的には考え方としては、立地だろうが、周辺だろうが、全くないエリアであろうが、行政の負担というのは同じであるべきではないのという考えがございます。ですから、全く変わらなければ要求する必要もないとは思っておりますけれども、現状そういう段階ではないので要望し続けているというか、これは中国電力さんだけではなくて、国に対しても当然言わないといけないことですね、併せて行ってるところでございます。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 今のその財源等はそれで終わりにします。

あと、申入れ事項の3番の、上関の中間貯蔵計画に関して、これも申入れで、一応今後、島根原子力発電所に係る使用済核燃料等に今後関わるものとなるのであればという、そういう文言入ってますが、この上関の中間貯蔵施設を鳥取県側にも、つまり米子市にもちゃんと説明をしてくださいというふうに要望した。これの、こういうふうに要望をしてる趣旨は何ですか。いま一歩、鳥取県側がこの上関町の中間貯蔵施設、この説明をちゃんと鳥取県側にもしろというふうに申し入れてる趣旨がちょっといま一歩、私は理解ができないので、説明していただけますか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監　この要望書にもうたってありますとおり、2行目の後段から3行目にかけてですけれども、島根原子力発電所で使用する使用済核燃料の今後に関わるのであれば、ちゃんと説明をしてください。当然、発電をしていく上では、必ず使用済核燃料が出てまいります。今後、これが核燃料サイクルなり、最終的には貯蔵していくっていう流れになりますので、それの中で中間貯蔵、島根原発の核燃料が関係してくるんであれば、それは当然、説明をしてくださいねという趣旨でございます。

○稻田委員長　土光委員。

○土光委員　あえて聞きますね、その使用済核燃料がどうなるかみたいなことは中間貯蔵施設と関連があるのですが、それが鳥取県側にどういう影響、どういう利害関係が出てくるんですか。というのは、例えば松江市、島根県、特に松江市だけ、松江市は原発抱えてて、そこで運転して使用済核燃料が出てる。松江市は中国電力に使用済核燃料を持ち出せということは明確に言ってます、いつまでも置いとくなと。だから、松江市にとってみれば、持ち出す、本当は六ヶ所村に持ち出すことになってるけど全然それができない、だから中間貯蔵施設という話が出てきている。だから、松江市にとってみれば、もうとにかく、運転は認めるけど、使用済みは置き放しは駄目だというのが前提で言ってるので、だから、そういう意味で大きな関心があるし、利害関係があるというふうに言えると思うんですが、少なくとも鳥取県側に関しては、そういった利害関係は、私は直接はないと思うので、だから、最初この申入れの文章を見たときに、率直に言って、何で鳥取県側がこの中間貯蔵施設についてこういうふうな申入れをしているのかなというのが、趣旨がよく理解できなかつたので、それで聞いてます。

○稻田委員長　松本防災安全監。

○松本防災安全監　なぜ言うかということですが、なぜ言わなかのほうが逆に疑問なんですけれども。やはり使用済核燃料を敷地内にずっと保管をするんだよっていうことになる可能性もゼロではないわけです。まだ容量があるよということは伺ってますんで、そこは特に心配はしてないんですけども、今後、その燃料がどうなるかというのは、立地だろうが周辺だろうが変わらず、当然関心もありますし、どうなっていくかということは見極めていく必要がありますんで、あくまでも、上関町の中間貯蔵処理施設が関係あるのであれば説明をしてくださいということで、関係なければ、おっしゃられるとおり関係ないのかもしれません、必然的にそういうところでも絡んでくるのであれば、ちゃんと地域に説明をしてくださいという趣旨で入れてるものでございます。

○稻田委員長　土光委員。

○土光委員　じゃあ、こういうまとめでいいでしょうか。核燃料を中間貯蔵施設とか使用済核燃料がどうなるか、別な言い方すると、いわゆる核燃料サイクルがどうなるかということに関しては、これは立地であろうが周辺であろうが大きな関心事だよ、米子市もその核燃料サイクルがどうなるか、中間貯蔵施設の計画も含めてどうなるかというのは大きな関心事だから、ちゃんと説明してくださいよという趣旨で申し入れたと理解していいですか。

○稻田委員長　松本防災安全監。

○松本防災安全監　趣旨の中心が核燃料サイクルかということは、そうではなくて、あくまでも核燃料サイクルというのは、国が進めてる核を使った発電のスキームでございます

ので、そういうのにのっとって行う、当然可能性もございます。今言われたように、核燃料サイクルが云々ではなくて、上関町の中間貯蔵施設、これが島根原発の使用済核燃料に関わってくるのであれば説明をしてください、核燃料を、先ほど申しましたけれども、敷地内に保管をしてるわけですので、それがどうなるかというのは当然関心事でございますので、それを説明してくださいということでありまして、そこが中心でして、何も核燃料サイクルがどうのということをメインとした質問ではございません。

○土光委員 いいです。

○稻田委員長 ほかございますか。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、原子力災害対策指針の改正について、当局からの説明を求めます。

山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 そういたしますと、資料4のほうですね、原子力災害対策指針の改正についてということで、令和7年9月10日に原子力規制委員会において、原子力発電所事故時における屋内退避の運用等に関する原子力災害対策指針の改正案、こちらのほうが正式に決定されたことについて報告するものでございます。

検討の経緯でございますが、令和6年の1月から、それこそ能登半島地震、こちらの後に開催された原子力規制委員会、この中の意見交換等も踏まえまして、原子力規制委員会での検討の指示が出たということでございます。翌2月に、原子力災害時の屋内避難の運用に関する検討チーム、こちらのほうが原子力規制庁、こちらに設置されました。こちらの検討チームの会合のほうが、4月から1年程度かけて計9回開催されております。その検討チームの検討結果等を踏まえまして、令和7年の3月に原子力規制委員会において、検討チームの報告書、こちらのほうの取りまとめが完了しております。翌4月に、原子力規制委員会において、検討チームの報告内容を踏まえた原子力災害対策指針の改正方針、こちらのほうが決定しております。そして、6月、原子力規制委員会のほうで、この改正案に対するパブリックコメント、こちらのほうを実施いたしまして、これは、7月の間までのパブリックコメントの実施を行いまして、9月に原子力規制委員会のほうで原子力災害対策指針の改正案、こちらのほうは決定したというのが経緯でございます。

原子力災害対策指針の改正の概要でございますが、まず、屋内退避の運用に関する改正というところでございます。まず、UPZにおいての全面緊急事態に至った時点での屋内退避、こちらのほうを実施という点です。続きまして、屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後の3日目を一応目安にすると。そして、3番目、ウですね、物資の不足等により生活の維持等が困難だと判断される場合等には、地方公共団体と連携して避難への切替えを国が総合的に判断するもの。そして、続きましてエのほうですね、原子炉の状態が安定して新たなプルームの到来の可能性がなくなり、かつプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除する。こういったものが、屋内退避に関する改正が行われたということでございます。

あと、災害拠点病院の指定要件に関する改正というのも併せて行われておると伺っております。

3番目、その他の記載の適正化、こういったことも行われているというところでござい

ます。

すみません、災害拠点病院の指定要件に関する改正についてですが、この内容的には、その災害拠点病院の指定要件、こちらを合致しているかというのを確認作業というのを行われておるんですけれども、こちらのほうが、今までがおおむね3年というところの期間に行うということになっておりましたけれども、改正に基づきましておおむね5年ごとにということで、そちらの年数がちょっと変更になったというふうに伺っております。

その他、記載事項の適正化、こちらの内容なんですが、規制庁で今後作成される下位文書、そういったものに関して、より国民の方、市民の方に分かりやすくなるように具体的な記載で行うと、そういったことの方向性を示されたというものになります。ですので、やはりどうしても文章的になかなか理解されにくいとか、そういったところがなくすよう

にということで、具体的な記述を行うということを今後行っていくというところが、その他記載の適正化というところに当たるというものでございます。

最後、今後の対応についてでございます。原子力災害対策指針の改定を踏まえまして、鳥取県のほうの計画の見直しがなされることから、本市においても県の修正内容を踏まえまして、米子市の地域防災計画の改定を行っていく予定としております。

ということで、報告のほうは以上になります。

**○稻田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。ございますか。

又野委員。

**○又野委員** 説明の中で、大きい2の(1)でア、イ、ウ、エと改正点が書いてあるんですけども、これまでがどうだって、このように改正されたのかっていう、多分、新たに付け加わったものもあると思うんですけども、そこら辺、これまでがどうでこうなったっていうところを、ちょっと教えてもらっていいでしょうか。

**○稻田委員長** 松本防災安全監。

**○松本防災安全監** 詳細な文言等は今確認をしておりますけれども、基本的に屋内退避、今までこれ議題に上がったのが、具体的な屋内退避の期間でありますとか、どういった段階で屋内退避を解除するかなどといった具体的なものっていうのが決まってなくて、実際に屋内退避したときにどう対応すればいいか、これが能登半島地震で屋内退避ができないじゃないか、した人がどうすればいいんだっていうような議論から、やはりかなり活発な議論が行われるようになりました。その中身について、例えば3日を目安とするとか、これがイですね、これは3日を目安ということが明言されたりとか、ウの屋内退避が困難になったときどうするんだっていうときに、地方自治体、ここですと米子市であるとか鳥取県と国が協議をして避難への切替えを行うんだよという具体的なものを明記したというところでございます。

それ以外の点につきましては、病院の指定、これ3年から5年に延びておりますけれども、具体的な運用の中で、5年でいいのではないかということで判断されたものと理解をしております。

その他記載事項というのは、分かりやすい表記ということで、1個1個検討されたものであると理解をしております。

ちょっと具体的な、てにをはまでは、すみません、ちょっと覚えてないもんであれ

ですけれども、先ほど申しました3日というのが明記されたりとか、自治体と連携をして解除について国が判断をするよというような具体的な運用ですね、どうやって屋内退避をやっていくかというところを判断するべきところを明記されたというふうに理解をしております。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 私も多分、見た感じでは、具体的な記載が増えたのかなと思ってまして、そういうやないものがあるんだったら、これまでこうだったけれどもこう変わったっていうのが分かれば、もし私が確認が抜け落ちてる部分があつたらいけないので確認させてもらいましたけれども、基本的には、じゃあ付け加わったっていうことで理解してよろしいんでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 具体的なものを明記したというところでございますので、付け加わったという表現は正しいかと思います。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 分かりました。それで、これまで私たちもですけれども、屋内退避の在り方が、これにも書いてあります経過があるんですけども検討されてきてまして、島根原発の再稼働の際にも、やっぱりこの検討結果が出るまで容認を取り消すほうがいいんじゃないかというようなことを求めてきたりしたんですけども、こうやって具体的に改正が行われたということを踏まえて、やはりそこら辺、再稼働の容認について、特に米子市はずっと容認の姿勢を、改正されているのが分かっていてもそういう姿勢を続けたわけですけれども、そこら辺、それをやっぱり改正が行われるまで待ったほうがいいんじゃないかっていう意見があったことに対してとか、そこら辺、今はどういうふうに考えておられるのか教えてもらっていいでしょうか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 これまでの答弁につきましては、今委員おっしゃられたとおりでございます。今回の屋内退避につきましても、その屋内退避の考え方方が駄目だよとか、バックフィットしてこういうふうに改めますというのであれば、当然新たな検討というが必要になるんですけども、基本的に、今回は屋内退避という考え方を否定するものでも全くなく、具体的な運用としてどうやっていくかというところが明記されたものでございますので、改めて再稼働等につきましての、市がオーケー出したよという部分について考え直すとか、そういうことは全く考えておりません。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 屋内退避自体を改めて必要だなというふうな判断は、今回の改正でもされてるので、根本的なところは変わってないとは思うんですけども、ただ、ちょっと気になったのが、今回の改正を発表するときに、原子力規制委員会の委員長さんが、例えば屋内退避の継続判断を3日とした根拠として、これまでの計画についてだと思うんですけども、無計画な避難は住民に健康被害を及ぼす可能性があるというふうな、記者会見で答えられていたりするんですよね。結局、現在もまだ避難計画変わってはないんですけども、今の計画のままでは、住民の健康被害の可能性があるということになってしまふんですけども、そのことについて、これから変えられるとは思うんですけども、このような計

画のまま島根原発が稼働してるんですけど、それでいいのかどうなかつていうところをちょっと聞かせていただきたいんですけども。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 今までいいのかということですが、この計画自体は現行のものでやつていく考え方でございますし、今のものが100%と当然思つておりますので、訓練等によってどんどんどんどん深化を図つていくつのは当然でございますけれども、御質問の趣旨がうまく理解できてないんで答えになつてかどうか分からぬですが、その辺りで、計画自体は今の計画で十分にやつていけるというふうに考えておりますし、これをどんどん深めていくつてやつていくつていう考えに変わりはございません。

今回、指針が出ましたので、これについては、当然、避難計画に反映させていくということはやつていきますけれども、仮に、そのタイムラグ当然ありますので、そういう場合は当然指針は出ておりますんで、そういう対応をしていくことにはなりますので、特に今回のものについて、改正されるまでに支障があるかというとそうはないとは考えておりますし、日々やつぱり訓練等を通じてやることと、あと、住民の方への周知ですね、やはりパニックとかが一番怖いので、本来普通に避難ができる状態でも、パニックなどが起つてしまふと円滑な避難というのができなくなるので、それ、全て地域住民の安全を脅かすことになりますので、そういう周知というのは、引き続き重点的にやつていかないといけないとは考えております。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 今の計画自体を、これまでも、今はせざるを得ないというか、そういう状態だとは思うんですけども、やはり改正が必要なんじやないかというか、検討チームとかが発足したのが分かってた上で再稼働をして、結局このように改正がというか、具体的にこうしたほうがいいつていうことが明らかになるまでは、やっぱり避難計画も変わる可能性が十分あったと私は考えているので、その当時。それを受けてから、米子市としても稼働についても判断するべきだったんじやないかなとは思つてたところで、結局、今回の見直し、改正があつて、避難計画とか見直しはされると思うんですけども、十分に周知徹底されるまでは、さつきあつたように、今のような計画のままだと住民に健康被害を及ぼす可能性があるって原子力規制委員会の委員長も言つとられる状態だと、避難計画の実効性つてのがどこまであるのかなつていうふうに思つざるを得ないんすよね。やっぱり周知徹底つていうのを行つまでは、実効性が本当に担保されるとは判断できないと思うんですけども、そこら辺はどのようにお考えでしようか。

○稻田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 よくそういうふうにおっしゃるんですけども、完全な安全というのは存在しないということだつております。我々としては、現在の科学的知見を基に、国が設定しておられる一定の基準を満たすものが安全だという立場であります。能登半島地震のときも、これは議場でもさんざん繰り返し御答弁申し上げましたし、報道もされてるところであります。又野委員はそこの部分を切り取らずに別のところを切り取つてそつ御質問をされますけども、原子力安全委員会の委員長さんも、あるいはかつて議場でもありました、絶対に安全とは言つてはいけない、これは必ずそつ言います。そりや、100%の安全というのは実は存在しないからでありますし、この健康被害のことも、可能性という意味で

は100%その可能性がないと言い切れる、そんな可能性はないわけでありまして、したがってそのことを言っておられる。だけど、だからといって実効性がない、だからといって稼働させてはならないというふうには、我々はならないというふうに思ってますので、現在国が定めておられる現在の科学的知見を基に、一応ここまでやれば、ある意味一定ですけど、一定の安全性が確保されて稼働が容認されるべきものだと、これが我々が求める安全性のレベルありますので、それに基づいて、稼働を我々は容認してきてるということだと思っております。

能登半島地震のときにも、安全対策あるいは避難計画等々について、抜本的な改正を行わなければならぬような新たな科学的知見が得られたわけではないということは、これも明言されておりますので、それに基づいて我々は判断し、今日に至ってるということありますので、これははっきり申し上げておきます。以上であります。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 私の考えとしては、やっぱり改正が行われる可能性が十分に考えられたので、その結論を見てから判断するのが妥当じゃないのかなという意見を言ってるまでで、やはり100%にはならない、少しずつ実効性を高めていくとか、100%にならないにしても、完全なものにしていくっていうのは、当然段階段階でなるんですけども、改正が行われるだらうと分かってた段階で、まだ判断するのはやっぱり早かったんじゃないかなっていうことを私は言ってるわけであって、当然100%になってからじゃないといけないって言ってるわけではなくて、改正が行われる可能性が十分あった段階だったら、まだそれがどうなるか見極めてからのほうが、判断するのはそこからが妥当だったんじゃないかなということを述べてるだけであって、ただ、ちょっと意見がこちら辺はかみ合わないと思いますので。かみ合ってはいるんですが、ちょっと、ごめんなさい、もし今のことについて何かあれば。

○稻田委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 私がお答えしたことを十分理解していただけてないというふうに思いますので、大変残念であります。

今回の改正というのは、まさに安全の水準を、さらに安全側に引き上げていくという趣旨で行われたものであります。したがいまして、能登半島地震で、いわゆる稼働を容認できない程度に、安全対策を抜本的に見直さなければならぬような新たな科学的知見があり、それに基づく改正が予定されてるのであれば、委員おっしゃるような状況も考えられると思いますが、そうではないということを国のほうも繰り返し言つとられますし。ただ、だからといって、能登半島地震の教訓を将来に生かしていくということを、これをやらないというわけではありませんので、今回は、その能登半島地震の教訓を生かして、より屋内退避の実効性を高めるための具体的な判断基準等が、さらに具体的に示されたというものであって、それはその時点で、原子力安全の稼働云々という判断に及ぶようなものではないと、このように国のほうもおっしゃってますし、我々のほうもそう認識していたということであります。

委員がおっしゃるのは、もう稼働を止めなければならない、稼働容認することがまかりならぬ程度に大きな改正が予定されていたという前提に立っておられるように聞こえるんですけど、我々はそういうふうに認識していないということであります。以上であります。

○稻田委員長 又野委員。

○又野委員 抜本的なところまでは、そういうふうな改正まではならないだろうというふうに国のほうとかも判断したっていうのは分かるんですけども、ただ、やっぱりそこも踏まえた上でも、より慎重にやるべきだったんじゃないかなというのが私の意見であって、抜本的なところまで改正は至らないだろうっていうところは承知はしてるんですけども、それでもやっぱり慎重になるのが、この原発の政策については大事なんじゃないかなというところを言いたかっただけであって、理解ができない、もしかしたら理解ができないっていうふうに言われるかもしれないんですけども、私はそうあるべきだったというところを言いたかったということあります。

ただ、やはりなかなか、この避難計画の実効性っていうのは、どこまで実効性があるのかっていうのは、今の段階で、議会の答弁とかでも、住民の理解がどれだけ進んでるのかっていうところをはっきりと答えられることがないので、やはり今のままでは実効性があるとは私は考えておりませんので、これは意見として申し上げたいと思います。以上です。

○稻田委員長 ほかございますか。

土光委員。

○土光委員 2番の改正概要の（1）のところに関して、まずアで書いてあること、UPZにおいては全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施というふうに改正されたということですが、これ、以前もこうだったんじゃないですか。以前と、これ何が変わってますか。

○稻田委員長 村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 2番の（1）のアの部分についてですが、こちら、これまでも、米子市としても住民の方に説明をさせていただいている内容にはなるんですけども、指針のほうで、こういった記載を明記されているというところで認識をしております。以上です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 少なくとも以前から、屋内退避は、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を30キロ圏はやります、そういうことでしたよね。あえて改正ということでこれを入れたのは、例えばこの原子力災害対策指針は、こういう文面が今までになかったけど、今回新たに加わったと、そういう意味なんですか。

○稻田委員長 村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 これまでもUPZ内においては、GE、全面緊急事態に至った場合は屋内退避を実施するというふうになっておりましたが、今回の改定において、UPZ内全域で、一部ではなくて、もう全部で屋内退避を実施するというところで改定をされるというところで認識しております。以上です。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 対象地域が、今までではUPZ全域というふうに明示はされてなかっただけど、今回それが明示された。でも、あの文書にそういう全域の文言ないです。まあ、いいや。少なくとも米子市は、以前から屋内退避の対象はUPZ全域だということにしていましたよね、そこは。だから、そういう意味では特に変わりはないかなというふうに思いましたので、ちょっとこれは確認しました。

それから、イとウの関係なんですが、イは、だから、まず屋内退避をする、それを、これは3日を目安、それこそ屋内退避が数日か、どのくらい続くか、その辺があやふやだったので、今回の指針では取りあえず3日はしよう、3日を目安、3日間は屋内退避をする。イとウの関係なんですが、ウは、例えば屋内退避をして生活の維持が困難と判断される場合などについては、屋内退避じゃなくて避難へ切り替えるということですが、これって、まず指針そのもの、これイとウが並列的に書いてちょっと私は混乱するかなと思ったんだけど、まずは3日間はとにかくちゃんと屋内退避をする、それ以降も状況によっていろいろだけど、それ以降するかしないか、継続するかどうかに関してウの考え方方が適用される、そういうふうにこれは読むべきものだと思うんですが、つまり、最初の3日間で生活の維持が困難と判断される場合は避難するみたいな、そういうふうなことは指針は言ってないと思うんですが。まず3日間はちゃんとする、それ以降継続するかどうかは、ずっと3日以上屋内退避はするというのはなかなか難しいと、いろんな意味で、そういう場合は、もう避難に切り替えることがあり得るよというふうな考え方ではないですか、指針は。

○稻田委員長 村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 すみません、委員の質問が的確に把握できてるかどうか分かりませんが、こちらの屋内退避の運用に関する改定の部分ですが、複合災害も踏まえた内容で改正されているものと認識しております。G Eに至るまでにも、地震等で避難されている場合については自宅等で避難をしていただいている、もちろんその間については避難物資等を消費していただくことになりますので、仮にそのG Eに至るまでの期間、プラスG Eに至ってからの屋内退避ってなった場合、トータルで見ると3日以上避難をしていただく可能性もございますので、その場合については、1日目であったりとか2日目等で物資が不足するなどによって、もう屋内退避が継続できないっていう可能性もあるというふうに思われますので、そういった際には、国のほうが自治体等の意見も踏まえて総合的に判断されるものというふうに理解しております。以上です。

○稻田委員長 ちなみに、G Eとは、全面緊急事態のことですね。

土光委員、よろしいですか。

ほかございますか。

土光委員。

○土光委員 私が、イとウの関係はこうじやない、再度言いますと、まずは3日間は屋内退避をするのが原則、3日間はする、それ以上するかどうかに関しては、もちろん周辺の状況にもよるけど、食料等の備蓄とかそういうことを考慮して、もう避難に切り替えることがありますよという、そういう考え方じやないんですかと言ってるんですか。ちょっと、どうですか。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 イの3日間をまずはやって、それ以降をウでやれって、要するに、イの下にウがあるんじゃないかっていう趣旨だと思いますけれども、そうではなくて、あくまでもイとウは並列でございます。

イに書いてあるのは、屋内退避が3日を目安とするよと、あくまでも目安でございますんで、それまでに様々な事情、状態、状況ございますんで、その状況を踏まえて、地方自

治体、米子であるとか県も含めて連携して、国が切替えの判断をするということですんで、3日にこだわるものではなくて、状況に応じては、今、担当が説明しましたとおり、早い時点でする場合もありますし、状況によってはもうちょっと長い時点というのもあろうかと思います。それは状況を見ての判断になろうかと思います。

○稻田委員長 土光委員。

○土光委員 じゃあ、ちょっと、この辺を私も改めて確認しますが、例えばこれ、中間報告でこういう文言があるんです、文章が。ちょっとそれ読み上げますと、屋内退避は備蓄により3日間は継続できることを一つの目安とし、食料等の支援物資の供給や人的支援等による生活の維持が可能であればさらに継続、可能でなければもう避難に切り替えるというふうに私は理解してたんだけど、ちょっとそこは、私も断言はできないので、ちょっとそこは置いときます。

それから、あと、改正概要の中で、特に今回の指針の中で、屋内退避の最中に外出がどこまでできるかというふうな考え方が示されていたと思うんですが、この中にそれないので、そこは私は重要なポイントだと思っているので、そこについて説明をいただけますか。

○稻田委員長 答弁できますか。

村上防災安全課係長。

○村上防災安全課危機管理室係長 こちらについては、資料の作成時の漏れでございますので、修正をさせていただいて、改めて提出のほうをさせていただきたいと思います。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 今、漏れという表現でしたけれども、説明資料としてはピックアップして載せているものですので、載ってないのは載ってなかったということですが、今、委員おっしゃられましたとおり、屋内退避中の買い出しであるとか、民間事業者の営業等についても触れてあったと思います。それについては、ある程度国のほうが指針を定めておりますんで、また具体的に市のほうで地域防災計画等々に反映させる際には、詳細な御説明というのはさせていただくことになろうかと思いますけれども、それ以外にも、修正時点、改正事項というのはあるかと思いますんで、含めて説明をさせていただきたいと思います。

○稻田委員長 では、確認しますと、この概要をつくるに当たって、いろいろと精査した結果これが載っているということです。その指針のほうの情報提供は、今、するって言われたんでしたっけ。

松本防災安全監。

○松本防災安全監 内容について改めて今するということは考えてないですけれども、これ以外にも当然ございますので、それも含めて、地域防災計画の改定の段になろうかと思いますけれど、説明させていただきたいと思います。

今回載せておりますのが、補足になりますけれども、屋内退避の3日の目安であるよとか、解除をこうするよっていうとこにちょっとスポットを当てた部分の資料でございましたんで、そういう御指摘いただきました点等は記載がしていなかったですけれども、今後、説明させていただく際には、その点も含めて説明をさせていただきたいと思います。

○稻田委員長 ほかございますか。

土光委員。

○**土光委員** 今のその屋内退避中の外出がどこまで、指針では何か生活を維持するための一時的な外出は屋内退避の範疇に入るみたいな、そういう言い方をしてるんだけど、じゃあ、それがどこに行くまではいいのかとか、そういうところは実際、本当に屋内退避をする当事者にとってみればそこはちゃんと理解されてないと、屋内退避そのものがちゃんとできないと思うので、そこは改めて、地域防災計画のときか、それはタイミングは任せますけど、ちゃんと説明をしていただきたいと思います。

例えですが、これ、この規制庁、検討委員会である中間的なところで、各自治体からいろいろな屋内退避に対して疑問点、意見、要望を各自治体から募っているんですよね。米子市もちゃんと意見出してるんですよね、疑問点、こういうことははっきりさせてほしい。例えこういうふうに書いてるんですよね、最低限必要な一時的な外出で許容される屋外活動の目安となる時間や一時的な外出の許容の条件はあるのかどうか、それを示してほしいと米子市自身がこれ要望します。だから、こういった疑問は当然だと思うので、だから、今回の指針で、この疑問に多分答える内容があるかどうか、もう一回ちゃんと見てみないと分からぬけど、そういうことをきちっと市民に説明できる機会を、ちゃんとまず議会に説明して、市民にもそこはちゃんと説明しないと、屋内退避そのものが私は成立しないと思うので、実効性云々のレベルではないと思います。そこは強く要望しておきます。

あともう一つ、地域防災計画、多分これ広域住民避難計画も連携すると思うが、これの改定を行う予定ということですが、スケジュールを教えてください。

○**稻田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** この方針の改正に伴いまして、まず、県のほうが地域防災計画のほうの改正ですね、こちらのほうを、取りあえず今の段階でお聞きしているのが11月末ぐらいを予定ということで、最終的に県のほうの防災会議、こちらのほうで、要は県の地域防災計画自体のほうの改正案がまとめられるということをお聞きしております。

その後に、実際その会議が終わった後に、県のほうでも実際のその更新に向けて動かれるということになろうかと思いますので、そのスケジュールに合わせる形で、米子市のほうも、要は反映させる必要性がどうしてもありますので、市の防災計画のほうに関しても改正を行っていくところでございます。

ですので、ちょっと明確にここというとこがなかなか言いにくいところはあるんですけども、少なくとも年度内いうぐらいを目指してになるのかなというのが今言えるところかなと思います。

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 県に合わせるというのは、県の地域防災計画をいろいろ、多分手続でパブコメとか防災会議、最終的に確定してから市が具体的な作業に入る、合わせるというのはそういう意味なんですか。

○**稻田委員長** 山花防災安全課長。

○**山花防災安全課長** あくまでも県の防災計画自体に関して、参考というか、実際に変わったところを米子市の方にも反映させながら策定するということを考えておりますので、そういう形になろうかなと思います。

○**稻田委員長** 土光委員。

○**土光委員** とにかく確定してからですね。並行しては多分、無理だと思うので、県が決

まって、それに照らしてということになるから、県がまず確定して、それから米子市が作業に入る、そういうスケジュールだと。これ、把握している段階でいいですが、県がこの地域防災計画を確定するのは大体いつ頃だというふうに認識してますか。

○稻田委員長 山花防災安全課長。

○山花防災安全課長 繰り返しになるかもしれないんですけども、先ほども申しましたが、11月の段階で、要は県のほうの防災会議のところで、ある程度の方向性が決定するというふうにお聞きしております。問題はその後、結局、実際にその県の防災計画自体の更新がどれぐらいかかるかっていうのが、ちょっとはっきり読み切れないというところもございますので、また、当然あくまでも目安というか、少なくとも年明けにはなるのかなぐらいの、今ニュアンスでしかちょっと見ていない。正式なところは結局分からぬという状況でございます。

○稻田委員長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 鳥取県がされますことですんで、うちが日程的なものを細かくは当然言えないんですけども、今、課長申し上げましたとおり、おおむね11月頃には計画の素案、案が固まるというのは伺っております。それ以降の事務手続につきましては、今大体、例年だとということで申し上げましたけれども、実際今年がどういうスケジュールになるかっていうのは分かりませんので、そこは状況を見ながら私どもも動いていく形にならうと思いますが、時期はなかなか言えない状況ではございます。

○土光委員 分かりました。

○稻田委員長 ほかございますか。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 ないですね。ないようですので、本件については終了いたします。

こちらで準備したものは以上でございますが、その他、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と声あり]

○稻田委員長 よろしいですね。

以上で原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午前11時55分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

原子力発電・エネルギー問題等調査特別委員長 稲 田 清